

用語の定義	
項目	工事の着手についての取扱い
条文	建築基準法第3条
<p>「工事の着手」の時点とは、建築工事のための以下の工事が開始された時点のことをいう。</p> <p>①基礎部分などを掘削する根切り工事や山留工事 ②基礎の杭打ち工事 ③建築物の基礎部分の地盤改良工事</p> <p>なお、「工事の着手」については、上記に係る建築のための工事の行為開始をもって判断することとなるが、当該工事の開始以後も客観的に当該工事が継続している必要がある。</p> <p>参考</p> <p>工事の着手に該当しない行為の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地盤調査のための掘削、ボーリングの実施 ・現場の整地及びやり方 ・地鎮祭の挙行 ・現場の仮囲いの設置 ・現場事務所の建設 ・既設建築物の除却 ・現場への建設資材、建設機械の搬入 ・工事請負契約の締結 	
関連通達・資料	建築工事着工の時点（昭和41年3月17日住指発第83号） 建築確認のための基準総則集団規定の適用事例 2017 P.49 誰にもわかる建築法規の手引 P.109 国土交通省住宅局編集 新日本法規 最高裁（平成17年（受）第364号 平成18年3月30日）

令和2年4月27日から適用